

差別のない明るい飯山市を築く審議会長 様

飯山市長 江沢 岸生

差別のない明るい飯山市を築く審議会に対する諮問について

このことについて、差別のない明るい飯山市を築く条例第 8 条の規定に基づき、貴会のご意見を伺いたく、下記事項について、諮問します。

記

1 諮問する事項

「飯山市人権政策推進に関する基本方針」の改定について

2 諮問の趣旨

飯山市では、平成 9 年度（1997 年度）に「差別のない明るい飯山市を築く条例」を制定、平成 23 年度（2011 年度）には「飯山市人権政策推進に関する基本方針」を策定し、差別のない明るい飯山市を築くことを目標に人権教育・啓発を推進してまいりました。

しかし、基本方針の策定から相当の期間が経過し、人々の価値観や生き方が多様化する中で社会状況が大きく変化し、人権課題はますます多様化・複雑化していることを踏まえ、本市における人権政策をより実効性のあるものとするため、基本方針の改定を行うこととしました。

つきましては、下記の事項についてご審議いただき、貴審議会としてのご意見を賜りたく諮問いたします。

- (1) 現行の「飯山市人権政策推進に関する基本方針」の課題等の整理について
- (2) 社会情勢の変化や新たな人権課題を踏まえた事項について
- (3) 行政、市民、地域、企業等のそれぞれの役割を踏まえた施策展開の在り方について
- (4) 人権尊重の視点をいかした、持続可能で包摂的な地域づくりに関する事項について

3 答申を得たい時期

令和 8 年（2026 年）3 月末日